

ジョブデザインキャンパス



(放課後等デイサービス) 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社リブウェル
代表者氏名	代表社員 藤原まどか
本社所在地 (連絡先)	千葉県印西市小林北一丁目7番地4 (本部)(電話:0476-36-4895)
設立年月日	令和5年2月1日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ジョブデザインキャンパス
サービスの 主たる対象者	障がい児(主に、発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児)
事業所番号	(放課後等デイサービス) 1254600305 号
指定年月日	令和7年12月1日
管理者	藤原まどか
児童発達支援 管理責任者	藤原まどか
事業所所在地	千葉県印西市大森2550-1 マツモトビル101
連絡先	電話:0476-36-4895
事業所の通常の 事業実施地域	印西市、白井市、我孫子市、佐倉市全域とする
事業所が行なう 他のサービス	指定障害児相談支援事業 127460087号(令和5年4月1日指定)
利用定員	10人
開設年月日	令和7年12月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	合同会社リブウェル(以下、「事業者」という。)が設置するジョブデザインキャンパス(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び
-------	--

	<p>運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。</p>
運営方針	<p>①事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>②指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>③前二項のほか、法及び「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（児童福祉法）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。</p>

(3) 営業日及び営業時間

営業日	<p>月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、8月10日から8月16日、12月29日から1月3日を除く。</p>
営業時間	<p>17時から21時までとする。</p>

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	<p>月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、8月10日から8月16日、12月29日から1月3日を除く。</p>
サービス提供時間	<p>17時から20時15分までとする。</p>

3 サービス提供を行う施設・設備について

(1) 施設

構造	鉄骨造り
延床面積	42.00㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
発達支援室	1室	個別支援、集団活動、SST等の発達支援を行う。

静養室	1室	ベット等
トイレ	1室	洋式トイレ
洗面室	1室	洗面台
面談スペース	1室	事務室内に設置。パーテーションを設置。
事務室		事務スペース

4 サービス提供を行う職員体制

(1) 職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービス等の目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス計画（以下、「個別支援計画」という。）の原案の内容を保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を保護者に交付します。</p> <p>(4) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更します。</p> <p>(5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
児童指導員	個別支援計画に基づき障がい児の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

保育士	個別支援計画に基づき障がい児の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。
機能訓練担当職員	個別支援計画に基づき日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(2) 職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
児童発達支援 管理責任者	1		1				
児童指導員	2			2			
保育士	1	1					
機能訓練担当職員							

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	月～金 17:00～21:00
児童発達支援 管理責任者	月～金 17:00～21:00
児童指導員	月～金 17:00～21:00
保育士	月～金 17:00～21:00
機能訓練担当職員	

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、軽スポーツ、社会的マナーの習得等を行います。
集団生活適応訓練	会話、パソコン操作、SST等を行います。
創作的活動	絵画、工作等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活、進路の相談等を行います。

関わり方法の指導	家族等に対する関わり方の指導等を行います。
健康指導	生活リズムの安定支援、健康相談を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

① 利用料金

利用料金は、下表のとおりとなっています。

【放課後等デイサービス】

	授業終了後に行う場合	休業日に行う場合
利用料	7,139 円	6,068 円
利用者負担額	713 円	606 円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(保護者が償還払いを希望する)場合は、放課後等デイサービス費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に放課後等デイサービス費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

② 加算項目

ア 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
児童指導員等加配加算	円	左記の1割	常時見守りが必要な就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、利用1日につき加算されます。
専門的支援体制加算	円	左記の1割	専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合、利用1日につき加算されます。
専門的支援実施加算	円	左記の1割	理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合、1回につき加算されます。(利用日数等に応じて最大月6回を限度)

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	60円	左記の1割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 常勤の児童指導員等のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合 児童指導員等のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
医療連携体制加算	円	左記の1割	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して看護を行った場合や、介護職員等にたん吸引等に係る指導を行った場合、利用1日につき加算されます。

イ 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
利用者負担上限額管理加算	1,500円	左記の1割	保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
欠席時対応加算	940円	左記の1割	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月4回まで加算されます。
送迎加算	円	左記の1割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
強度行動障がい児支援加算	円	左記の1割	強度行動障がい支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障がい有する障がい児に対して支援を行った場合、利用1日につき加算されます。
延長時支援加算	610円～1,230円	左記の1割	基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に加算されます。(職員を2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者を含む))を配置)。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに利用月分の請求書を通知します。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア) 事業者指定口座への振り込み

千葉銀行(0134)千葉ニュータウン支店(296)普通 3177961
口座名義 合同会社リブウェル

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で保護者及び障がい児に対し内容を説明し、保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

1 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者兼児童発達支援管理責任者 藤原まどか
-------------	-----------------------

2 苦情解決体制を整備しています。

- 3 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	<p>○事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	医療法人社団 あんべこどもクリニック
所在地	千葉県印西市竜腹寺350-2
電話番号	0476-80-9611

12 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	千葉県
	担当部・課名	健康福祉部 障害者福祉推進課
	電話番号	043-223-2309

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	本事業所の管理下における事故等により、利用者の身体または財物に損害が生じた場合に、損害賠償責任を補償する。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める非常災害計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める非常災害計画に則り防災訓練(消火・避難2回/通報1回)
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄(食糧・飲料水1日分) (その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
消防計画	消防署への届出日： 令和6年11月25日 防災管理者： 藤原まどか
保険加入	事故・災害に備え、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 千葉県火災共済協同組合 保険名 火災共済保険 保障の概要 火災、落雷、風水害その他の災害により、事業所の建物、設備及び備品等に損害が生じた場合の損害について補償する。

14 苦情解決の体制及び手順

(1) 事業所の苦情・相談受付窓口

提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は保護者その家族からの相談及

び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

事業者の窓口	窓口担当者	(管理者兼児童発達支援管理責任者) 藤原まどか
	苦情解決責任者	月曜日から金曜日。但し祝日、8月10日～8月16日、12月29日～1月3日までを除く。
	受付日	
	受付時間	17時から21時まで
	電話番号	0476-36-4895

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または公的団体の窓口等に申し立てることができます。

市町村の窓口	所在地	利用者の受給者証発行市町村
	受付担当課	障がい福祉担当課
	電話番号	各市町村障がい福祉担当課 ※『苦情窓口一覧』を教室内掲示してあります。
公的団体の窓口	所在地	千葉市中央区千葉港4-3福祉センター5階
	実施機関	千葉県運営適正委員会
	受付日	月～金(祝日を除く)
	受付時間	9:00～17:00
	電話番号	043-246-0294
	FAX番号	043-246-0298

15 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	利用者が、学校感染症一覧に定められている感染症に罹患し、医師により出席停止期間と判断された場合は、医師の治癒証明または登校(通所)許可が出るまで、事業所の利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

16 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者	所在地	千葉県印西市小林北一丁目7番地4	
	法人名	合同会社リブウェル	
	代表者名	代表社員 藤原 まどか	
	事業所名	ジョブデザインキャンパス	
	説明者氏名	藤原 まどか	印

本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用申込者 (保護者)	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者(児童)氏名		

代理人	住所	
	氏名	印